

～河道区域内の樹木伐採の希望者を募集します～

新庄河川事務所では、洪水時に川の流れを妨げたり、河川巡視の妨げとなっている樹木の伐採希望者を募集します。

伐採は決められた区画毎に実施していただき、伐採した樹木は無償でお持ち帰りいただけます。

【募集概要】

①目的

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。

また、近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

②募集区画

・公募箇所は以下のとおりです。

1) ・戸沢村蔵岡地内（位置図－1）

・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数 20区画程度

2) ・大石田町大浦地内（位置図－2）

・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数 20区画程度

3) ・鮭川村川口地内（位置図－3）

・全体伐採面積：約10,000㎡、区画数 20区画程度

・応募箇所は1人1区画を基本とし、区画の指定はできません。

・応募多数の場合は抽選により決定します。（公共機関または公益的事業を実施する団体を優先します。）

③応募資格

・応募資格は、最上郡、新庄市、尾花沢市、大石田町に在住、勤務地のある個人、法人、自治体とし、伐採木の使用用途は自家消費される方に限定します。形状、加工を問わず、第三

者へ有償若しくは販売促進などで無償配布することを目的としての応募は対象外です。

④伐採条件

- ・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰ることができます。
- ・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
- ・運搬方法は、軽トラック、普通車程度とし、大型車での運搬はご遠慮下さい。
- ・伐採作業は、平成22年3月初旬～4月30日（現地の雪の状況により協議します）、平成22年10月1日～平成22年12月27日の間で、応募者の希望する1ヶ月程度の期間に実施していただきます。
- ・作業時間は、8時から17時を基本とします。

【申込み方法】

申し込み用紙に必要事項を記載し、応募期限を必着とし、郵送、持参のいずれかの方法により提出して下さい。なお、募集内容の詳細、申し込み用紙の入手は、新庄河川事務所、鳥越・大石田・鮭川出張所を訪れていただくか、ホームページから印刷して下さい。

応募者には、簡単なアンケートへの協力をお願いいたしますので、申込書と併せての提出をお願いします。

①応募受付期間：平成22年1月18日（月）～平成22年1月29日（金）

申込書を持参する場合は、土日祝日を除く9時00分～17時00分までとします。

②応募先：下記に申し込んで下さい。

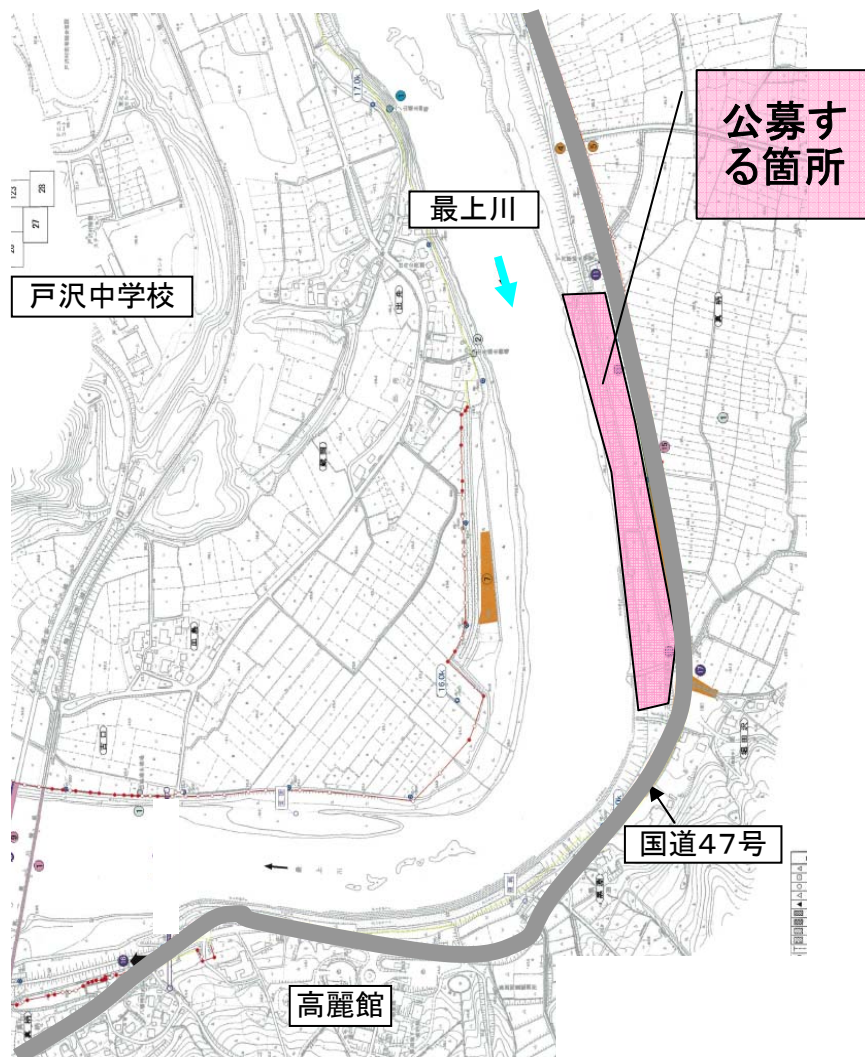
応募先：〒996-0071 新庄河川事務所 管理課 公募伐採担当あて
住所：山形県新庄市小田島町5-55
電話番号：0233(22)0275

発表記者會：新庄新聞放送記者會

問い合わせ先	
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所	
〒996-0071	
山形県新庄市小田島町5-55	
TEL 0233-22-0251	
技術副所長	高橋 孝男 内線204
管理課長	高橋 正博 内線331

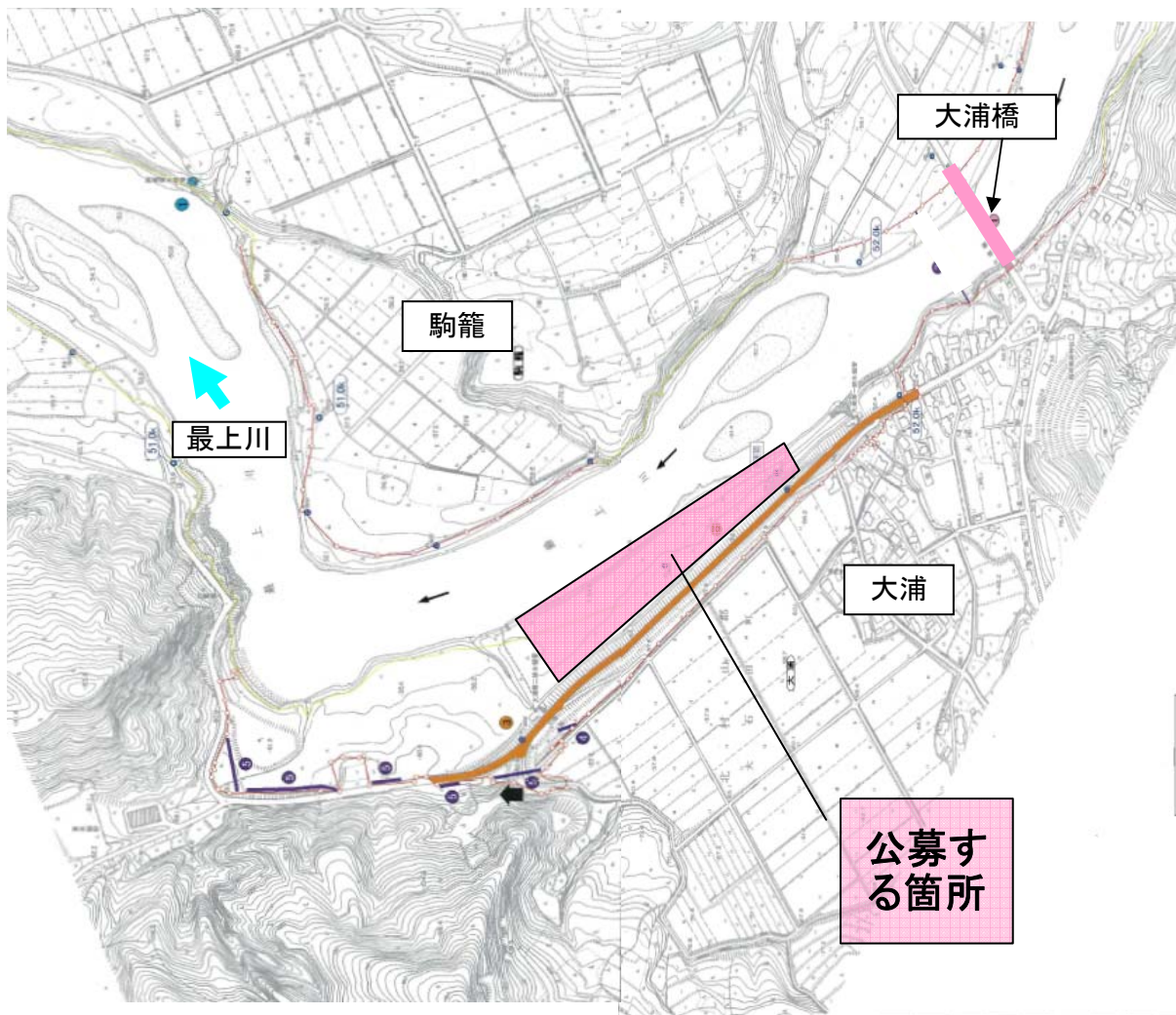
(位置図-1)鳥越出張所管内

最上川 左岸 16.1k~16.5k
山形県最上郡戸沢村蔵岡地先



(位置図-2)大石田出張所管内

最上川 左岸 51.4k ~ 51.9k
山形県北村山郡大石田町大浦地内



(位置図一3) 鮭川出張所管内

鮭川 右岸 KP9.2~KP10.6
山形県鮭川村大字向居地内

